

奥州市地域企業経営継続臨時支援事業 (償還金補助)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の用に供している建物及び土地に係る償還金の一部を補助し、事業の継続を支援します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業が対象です。

補助金額及び対象となる事業者について

【補助金額】

令和2年4月1日から9月30日までの間に償還した又は償還する見込みである償還金の半額。月額5万円×3か月分を上限とする。(※1)

【対象者】

1. 令和2年4月1日から9月30日までの期間中に、ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少した事業者(※2)
2. 市税の滞納が無い者(※3)
3. 奥州市内に事業所(店舗)を有する者(※4)
4. 暴力団関係では無い者
5. 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者

(※1)

- ・償還にかかる利子は除きます。
- ・1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

(※2)

- ・小売業、宿泊業、飲食店等の業種が対象となります。(裏面「補助対象となる業種」参照)
- ・期間内で創業1年未満の者は、創業日から申請日の直近の月までのいずれか1月の売上を比較します。
- ・売上が減少した月から3か月分の補助となります。なお補助対象月が8月であれば2か月間、9月であれば1か月間の補助となります。
- ・申請日の属する月に休業した場合、その月の売上が20%以上減少する見込みである事業者も対象となります。

(※3)

- ・市外の事業者は税の滞納がないことを証する書類が必要です。

(※4)

- ・市外の事業所(店舗)は補助対象外となります。

交付申請に必要な書類について

1. 奥州市地域企業経営継続臨時支援補助金交付申請書(償還金補助用)〈様式第2号〉
2. 償還金の額を確認できる書類の写し(償還金予定表等)
3. 売上の減少を確認できる書類の写し(帳簿等)
4. 申請日時点で市内にて事業を行っていたことを確認できる書類の写し(登記事項証明書等)
5. 暴力団排除に関する誓約書〈様式第3号〉
6. その他市長が必要と認める書類(事業の用に供している部分分かる建物平面図等)

※変更申請書(様式第4号)は申請後に金額の変更があった場合、変更から30日以内に提出してください。

※文字を訂正する場合は、訂正印(代表者印と同じ印鑑)で処理してください。

※運転資金は対象外となります。

※相手方申請書の提出が必要です。

《裏面もご確認ください》

交付申請の方法について

必要書類をご記入の上、必要書類一式を下記の宛先に郵送してください。

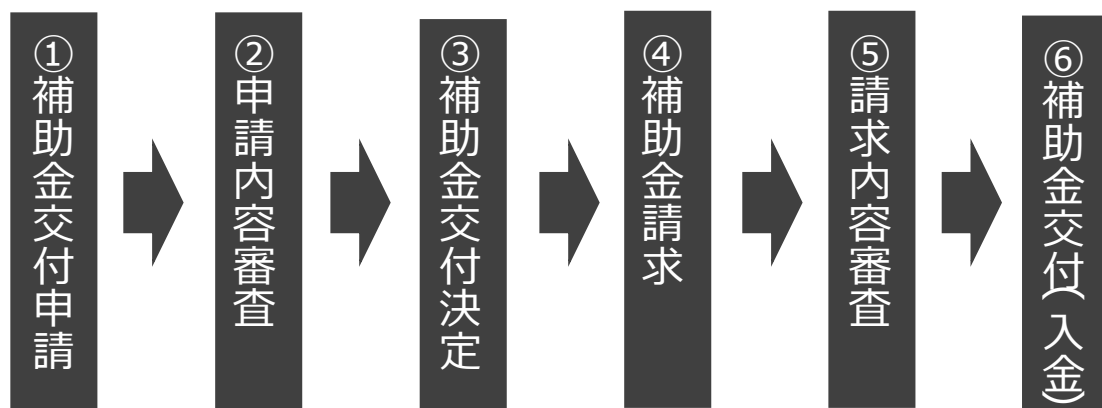
※郵送にかかる費用は申請者の負担となります。

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市役所 商業観光課商業振興係 償還金補助担当 宛

申請期限：令和2年10月30日（金）※必着

補助金交付（入金）までの流れ

“補助金交付申請”の手続きだけでは入金されません。交付決定後の“補助金請求”の手続きを必ず行ってください。



- ・②申請内容審査、⑤請求内容審査にはそれぞれ2～3週間程度かかります。
- ・交付決定通知（不交付）は郵送します。
- ・補助金請求に必要な様式は交付決定通知と同封し、郵送します。
- ・必要に応じ追加の書類提出を依頼することがあります。

補助対象となる業種

(39)情報サービス業／(40)インターネット付随サービス業／(56)各種商品小売業／
(57)織物・衣服・身の回り品小売業／(58)飲食料品小売業／(59)機械器具小売業／
(60)その他の小売業／(73)広告業／(75)宿泊業／(76)飲食店／
(77)持ち帰り・配達飲食サービス業／(78)洗濯・理容・美容・浴場業／
(79)その他の生活関連サービス／(80)娯楽業／(82)その他の教育、学習支援業／
(92)その他の事業サービス業／(95)その他のサービス業／

※（）内の数字番号は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本産業分類の中分類番号です。

【問い合わせ】

奥州市役所商業観光課商業振興係

電話：0197-24-2111(内線6101)／FAX：0197-24-1992